

件名	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号） 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）
内容	<p>【改正の概要】</p> <p>雇用保険法等の一部を改正する法律により、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、非常勤職員が育児休業期間を子が2歳に達する日まで延長できる要件等を条例で定めることとなったため、下記のとおり所要の条例改正を行う。</p> <p>1 改正内容</p> <p>(1) 非常勤職員が育児休業期間を延長できる特別な場合の規定 非常勤職員の育児休業期間を子が2歳に達する日まで延長できる「条例で定める特別な場合」を規定する。</p> <p>【新設内容】 「条例で定める特別な場合」として、「継続的な勤務のために必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合」を規定する。</p> <p>(2) 育児休業の再取得・再延長、育児短時間勤務の再取得ができる特別な事情の追加 育児休業の再取得等を行うことができる特別な事情として定められている「当初予測できなかった事実が生じたこと」の例示（①配偶者の負傷又は疾病による入院、②配偶者との別居）に、「③保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を追加する。</p> <p>2 改正する条例 職員の育児休業等に関する条例</p>
施行日	公布日
	【その他参考事項】